

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大西 一 史

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正)

第1条 熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例(平成12年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表22の項、23の項、32の項、42の項、47の項及び58の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(熊本市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例(平成19年条例第74号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2(わ)項」を「別表第2(か)項」に改める。

(熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条(見出しを含む。)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2熊本駅前南A地区地区整備計画区域の項中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に、「別表第2(ち)項第3号」を「別表第2(り)

項第3号」に改める。

別表第5中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(熊本市建築基準条例の一部改正)

第4条 熊本市建築基準条例(平成24年条例第127号)の一部を次のように改正する。

第30条の表中

「	「
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
」	を
」	田園住居地域
」	
」	」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。